

印西市印西北部地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項の定めに基づき設置する地域包括支援センターの運営について、必要な事項を定めるものとする。

1. 地域包括支援センターの設置目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援する中核機関となることを目的として設置する。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように自助・共助・互助・公助のコーディネート及び地域の資源の開発により、包括的及び継続的な支援を行い、地域包括ケアを目指していく。

2. 担当圏域及び担当地区

担当圏域	担当地区
北部	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・平岡官堤・小林・小林官堤・小林官堤腹・小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋・浅間前・大森官堤・浦部・浦部村新田・白幡・浦幡新田・高西新田・小倉・和泉・牧の台

3. 設置場所

印西市大森2364番地2 印西市役所1階

4. 業務時間

(1) 開所日

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く。）

(2) 開所時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 24時間対応

開所日・開所時間に関わらず、緊急の相談・支援に備え、電話等により24時間の対応が可能な体制を確保すること。

5. 人員体制

(1) 専門職の職種

次のア～ウまでの職種（以下「3職種」という。）の職員を配置すること。

- ア 保健師その他これに準ずる者
 - a 保健師
 - b 地域ケア、地域保健等に関する相談業務経験のある看護師（准看護師は含まない）
- イ 社会福祉士その他これに準ずる者
 - a 社会福祉士
 - b 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
- ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
 - a 主任介護支援専門員
 - b 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員へとしての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
 - c 主任介護支援専門員研修修了予定者
平成29年度の千葉県主任介護支援専門員研修の受講により資格取得を予定する者も可とする。

(2) 3職種の人数

常勤専従3人、常勤換算1人とし、職種ごとの具体的な配置数は次の①～③のいずれかのパターンとする。

- ① パターン1
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人、常勤換算1人
- ② パターン2
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人、常勤換算1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人
- ③ パターン3
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人、常勤換算1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人

(3) その他の職員の配置

3職種職員の他に必要な人員については、指定介護予防支援事業所の専任として受託法人において配置すること。

(4) その他の事項

- ① 常勤専従の職員のうち、1人を管理者とすること。
- ② 常勤専従の職員は他業務を兼務してはならない(指定介護予防支援業務は除く)。
- ③ 3職種職員は、包括的支援事業の実施に支障を来さない範囲で指定介護予防支

援業務との兼務を可能とするが、1人あたりの担当件数は月10件（介護予防ケアマネジメントAを含む。）を上限とする。

- ④ 3職種職員が産前産後休暇・育児休暇又は30日以上病気休暇等を取得する場合は、速やかに市に報告し、代替職員を補充すること。

6. 業務内容

【包括的支援事業】

（1）第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助（介護予防ケアマネジメント）を行う。

なお、介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。この場合、以下の事項に留意すること。

- ・地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議を得ていること。
- ・特定の指定居宅介護支援事業所に偏ることがないように、公正・中立性の確保に努めること。
- ・ケアマネジメント業務が適切に実施されているか、内容が妥当かなどについて確認を行うこと。

（2）総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

ア 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を適切な支援へつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、地域の関係者（介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等）のネットワークの構築を図る。

イ 実態把握

高齢者世帯への戸別訪問や地域住民からの情報収集など、圏域内の地域特性に合わせた方法により、高齢者や家族状況等についての実態把握を行う。

ウ 総合相談支援

① 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等からの様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、適切なサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

② 専門的・継続的な相談支援

専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定し、適切なサービスや支援につなぐ。

（3）権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

ア 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や

申立てにあたっての関係機関の紹介等を行う。

申立てを行える親族がいないと思われる場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で制度の利用が必要と認める場合、速やかに市に報告する。

また、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の啓発を地域住民へ行う。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況を報告し、措置入所の実施を求める。

ウ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の要援護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに事例に即した適切な対応を行う。なお、業務の詳細については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と要援護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）及び「印西市高齢者虐待対応マニュアル」を参照すること。

また、市が定期的に関催する高齢者虐待事例検討会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会に出席し、事例についての検討や協議を行う。

エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、3職種職員で対応を検討し、必要な支援を行う。

オ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、市消費生活センターと定期的な情報交換を行うとともに関係機関に情報提供を行う。

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど、ネットワークを構築し、その活用を図る。

ウ 介護支援専門員に対する指導・助言

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの指導、助言を行う。また、資質向上を図る観点から市との協働で事例検討会や研修会を開催する。

（5）在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）（※）

市が開催する「印西市在宅医療・介護連携推進会議」に出席し、在宅医療・介護連携推進における課題の抽出・解決策について共有する。また、市とともに医療関係者・介護関係者などの他職種による事例検討会や研修会を開催する。

(6) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

生活支援等サービスの体制整備に向けて、第1層の生活支援コーディネーターと協働し、地域の多様な関係者で構成される協議体や関係機関の会議に積極的に参加する。

なお、第2層の生活支援コーディネーターの配置及び第2層の協議体の運営について、別途、市と委託契約を締結した上で、人員を配置し、実施するものとする。

(7) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

ア 認知症地域支援推進員等の配置

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援体制を構築するために認知症地域支援推進員又は千葉県認知症コーディネーターを配置し、市が開催する「認知症施策における人材育成意見交換会」に参加し、市の認知症施策の現状や課題について共有する。また、市が作成した「印西市認知症ケアパス」の改訂版作成に参画する。

イ 認知症の人の家族に対する支援

定期的に認知症カフェを開催し、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図る。

なお、認知症カフェについては、別途、市と委託契約を締結した上で実施するものとする。

ウ 認知症初期集中支援チームとの連携

「印西市認知症初期集中支援チーム事業実施マニュアル」に従い、必要に応じてチームとの同行訪問や情報共有に努める。

(8) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）

ア 地域思いやりケア会議（個別ケース検討）の開催

地域包括支援センターが開催する。支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケースなど、対象となる高齢者の関係者や地域の人が参加し、問題の解決に向けた検討を行う。必要に応じて随時開催すること。

なお、会議終了後は市の定めた様式により報告書を作成し、市へ提出すること。

イ 地域ケア推進会議（圏域ごとの地域ケア会議）の開催

地域包括支援センターが開催する。ア 地域思いやりケア会議で把握した地域で不足している社会資源やサービスや新たに取り組むべき課題について、関係者で共有し、検討を行う。年3回以上は開催すること。

なお、会議終了後は市の定めた様式により報告書を作成し、市へ提出すること。

ウ 印西市地域ケア会議（市の地域ケア会議）への出席

市が開催する地域ケア会議に出席する。イ 地域ケア推進会議では解決に至らなかった課題、市全圏域での検討が必要な課題について情報を共有し、ネットワークの構築や社会資源の開発に結び付ける。

※(5) 在宅医療・介護連携推進事業については、市が主体となって事業を実施するが、事業を展開するうえで必要に応じて会議や検討会へ参加するものとする。

※（７）認知症総合支援事業については、市が主体となって事業を実施するが、ア～ウについては、地域包括支援センターが主体となり事業を実施するものとする。

【任意事業】

（１）家族介護支援事業

介護者の負担軽減や介護知識・技術の習得を内容とした介護教室などの事業を市と協働で企画・開催し、介護者の支援に努める。

（２）認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター等養成講座を企画・開催するキャラバン・メイトを配置し、地域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成を積極的に行う。

【指定介護予防支援業務】

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるように、その心身、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに指定介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整を行う。

業務の実施にあたっては、法第 115 条の 22 の規定に基づく指定介護予防支援事業者及び生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定事業者の申請をし、指定を受けること。

また、「印西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成 28 年条例第 22 号）を遵守して運営すること。

ア 担当件数

3 職種職員は、包括的支援事業の実施に支障を来さない範囲で指定介護支援業務との兼務を可能とするが、1 人あたりの担当件数は月 10 件（介護予防ケアマネジメント A を含む。）を上限とする。上限を上回った場合には、上回った件数に係る介護報酬相当額を包括的支援事業に係る委託料から精算し、返還させるものとする。

イ 指定居宅介護支援事業所への一部委託

指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合、以下の事項に留意すること。

- ・運営協議会の議を得ていること。
- ・特定の指定居宅介護支援事業所に偏ることがないように、公正・中立性の確保に努めること。
- ・介護予防サービス計画が適切に作成されているか、内容が妥当かなどについて確認を行うこと。

【その他の業務】

（１）一般介護予防事業

市が推進している地域展開型介護予防事業「いんざい健康ちょきん運動」の後方支

援及び事業の普及、啓発に取り組む。

なお、一般介護予防事業については、別途、市と委託契約を締結した上で実施するものとする。

(2) 会議等の出席

民生委員の定例会、社会福祉協議会支部の会議、地域密着型サービス運営推進会議などに出席し、地域の実情の把握に努める。

(3) 実績報告書の提出

市の定める様式により、業務実施月の翌月 15 日までに市に報告すること。

(4) 運営協議会への出席

運営協議会へ出席し、事業の報告・説明等を行う。

(5) その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

7. 地域包括支援センターシステムの運用

地域包括支援センターの業務実施にあたっては、市とネットワーク化されたシステムを使用し、情報の共有を図る。

ネットワークに係る機器は市から貸与するものであり、取り扱いに十分に注意し、本業務以外の用途に使用しないこと。

8. 業務上の留意事項

(1) 公正・中立性の確保

地域包括支援センターの運営にあたっては、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

(2) 職員のスキルアップ

地域包括支援センターの職員は、相談援助技術やケアマネジメント技術の向上、業務を遂行するために必要な知識や技術の習得を目的に研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。また、研修で得た知識や情報については職員間で共有することにより、職員全体のスキルアップを図ること。

(3) チームアプローチ

相談業務においては、3 職種職員がそれぞれの専門知識を生かして対応すること。困難事例については、相互に連携・協働しながらチームとして多様な観点から問題の解決を図ること。

(4) 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び今後の対応策について職員で協議し、市に報告すること。

9. 個人情報の取り扱い

地域包括支援センターは運営上、多くの個人情報を取り扱うことから、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図るこ

とが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

- (2) 個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドラインを含む。）、市条例等を遵守し、厳密に取り扱うこと。また、ファイルの保管やシステムの操作制限など、セキュリティ管理に十分留意すること。

10. 事業計画・事業報告

地域包括支援センターの業務に関し、運営方針と地域の特性等を考慮した年間事業計画を市に提出すること。また、年度終了後には年間事業報告を市に提出すること。

また、市が定める方法により、事業についての評価を自ら行うとともに、この自己評価について運営協議会において点検・評価を受けるものとする。

11. 運営事業業務委託料の請求・支払・精算

(1) 請求

各四半期（4月・7月・10月・1月）の開始前（ただし、第1四半期にあつては4月10日まで）に業務委託料概算払請求書を市に提出すること。

(2) 支払

市は業務委託料概算払請求書の受理後30日以内に概算払を行うものとする。

(3) 精算

指定介護予防支援事業所において、市が指定した3職種職員1人あたりの担当件数10件（3人配置では1月あたり30件、4人配置では1月あたり40件）を上回った場合に、上回った件数に係る介護報酬相当額について運営事業業務委託料から減額精算を行うものとする。

なお、契約金額を上回る精算は行わないものとする。

12. 経理区分

委託料（包括的支援事業）、委託料（介護予防ケアマネジメント）及び介護報酬（指定介護予防支援）は、それぞれ会計を区分し、経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること。

13. 協議事項

本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。